

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年3月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700328号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1700030号

第1 結論

昭和48年*月*日から昭和51年8月9日までの請求期間及び昭和53年1月1日から昭和54年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年*月*日から昭和51年8月9日まで
② 昭和53年1月1日から昭和54年4月1日まで

請求期間の国民年金保険料は、当時A市で同居していた父が国民年金の加入手続きを行い、納付してくれていた。昭和51年8月に就職した際に父から国民年金手帳を渡され、会社の厚生年金に切り替えるよう言われ、会社に手続きをしてもらった記憶がある。

A市の国民年金手帳は、結婚でB市へ転居した時に持たせてもらっていた。年月日は忘れたが、A市の年金手帳を持って、B市役所に第3号被保険者の登録に行った。その時はすでにB市では登録済みで、B市発行の年金手帳をいただいて帰った記憶があるが、2つ年金手帳があるとややこしくなると思い、A市発行の年金手帳は捨てた。

年金記録では請求期間が年金に未加入の期間とされているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び納付記録の管理は、国民年金の記号番号により行われており、請求者の主張どおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者が所持する年金手帳の記載事項により確認できる請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日(昭和61年7月1日)より前に請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。

しかしながら、日本年金機構は、請求期間当時、請求者に対し国民年金の記号番号を払い出した記録はない旨回答しており、社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の氏名により国民年金の被保険者記録を検索したが、請求期間に係る請求者の被保険者記録は確認できない。

また、請求者がA市の年金手帳を持参して国民年金の手続を行ったと主張するB市の請求者に係る国民年金被保険者名簿には、請求者が昭和51年8月9日付けで厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険の記号番号が記録されている一方で、請求者の主張するA市で払い出されたとする国民年金手帳記号番号及び請求期間に係る国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、請求期間当時に請求者が居住していたとするA市及びC市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付記録は確認できない旨回答している。

以上のことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の父親は、

請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないと陳述しており、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700343 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700064 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の請求事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 4 月から昭和 33 年 4 月まで

私は、採用された事業所は下請業かもしれないが、A 町に所在する炭坑において、坑外の作業員として勤務した。

請求期間について、給与から厚生年金保険料を引かれていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において、採用された事業所は下請業かもしれないが、A 町に所在した炭坑において坑外の作業員として勤務した旨主張しているところ、自身が採用されたとする事業所の名称については記憶していないとしており、オンライン記録等によると、請求期間当時、当該所在地において、厚生年金保険の適用事業所として、B 社が確認できる。

しかしながら、オンライン記録等によると、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある事業主については所在が確認できないことから、請求者の勤務状況、同社の下請会社等について確認できない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者が同僚として氏名を挙げた者については、請求期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録はない上、当該被保険者名簿により、請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の同社に係る勤務状況、同社の下請会社等について回答及び陳述を得ることができない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求期間において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。